

吉田事業場の職場巡視

吉田事業場専任衛生管理者 清長 久美

山口大学吉田事業場は、人文・経済・教育・理・農学部といった、文系・理系を含む5学部と、事務局等の組織が集まった事業場である。平成16年度は巡視体制が不明確であったが、17年度はその不明確さを改め、毎週火曜日を職場巡視の日と決め、計画的に実施している。このように日時を決めることで、曖昧だった巡視体制が改善できた。

1. 巡視計画

4月の吉田事業場衛生委員会で、おおよその年間計画を示した(図1)。各部署を年間2回ずつ廻り、文系学部の場合は年2回に分けて教官の研究室を、理系学部の場合は主に実験室を中心に廻るようにしている。

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
第1~2 火曜	教	人	農	事	予	教	人	農	事	予	総	
第1~2 火曜	経	理	総	学	備	経	理	総	学	備	括	

(総)総合科学研究棟,排水処理センター等
(学)運動場や体育館,学内の環境等
(総括)1年間の総括・点検

図1 年間巡視計画

2. 巡視者

平成17年度より、安全衛生対策室の設置に伴い、主に専任衛生管理者と対策室の室長・係長で巡視することになった。各部署には、事務職員または労働安全衛生委員に立ち会いを依頼している。月に1度は、産業医が同行している。

3. 携行品

主にデジタルカメラ、部屋の配置図、多機能計測器(風速計、温湿度計、照度計が一体になったもの)、巡視チェックリスト(図2)等である。デジタルカメラは問題点の撮影や廻った箇所の記録等に使い、多機能計測器は主にドラフトチャンバーが正常に稼動するかを調べる際に用いている。チェックリストは今年度、独自に作成したものであるが、今後は吉田事業場の実情に合わせて、適宜見直していくことにしている

日時	平成 年 月 日	巡視者	天候	雑音・くもり・雨・風・雪
○:良好 △:一部改善 ×:要改善 ー:該当なし				
項目	場所			
1	騒音の種類(①物がない、②ところがしつこく配線がない)			
2	騒音対策、つまり作業場所(①又は防音措置がとれている)			
3	換気扇・排気扇(①壊れている、②表が汚れている、③異音・点検)			
4	出入口・扉等の開口部に物が残っている			
5	不要なものが放置されている			
6	棚の上層、高い場所に重量物の置かれたりしていない			
7	ガスボンベが固定されている			
8	温度・湿度が適切である			
9	湿度が適切である(湿った状態がない)			
10	大きな騒音がない			
11	臭気がない(換気状況)			
12	指定場所以外での喫煙状況がない			
13	喫煙場所に紙屑がたまっていない			
14	壁紙・壁紙が剥がれかかっている			
15	休憩場所が確保されている			
16	衛生的な環境が確保されている(ほこり・ほこりがない等)			
17	掲示がある(①人体に及ぼす作用②取り扱い上の注意事項 ③中毒発症時の注意事項 ④色区分)			
18	作業環境測定を行っている			
19	定期自主検査の必要な機器等があるか(検査をしているか)			
20	風速計・風圧計の物質の塵で汚れている状況がない			
21	(専用換気装置) 換気能力が適切である			
22	緑色かけられる設備で稼働している			
23	取り出し扉で、取付状況がない			
24	『医薬部外薬物・劇物』の表示をしている			
25				
26				
27				
28				
29				
30				
備考				
コメント				

図2 巡視チェックリスト

4. 指摘事項の具体例

職場巡視の結果、改善が必要と指摘した例を以下に紹介する。

(1) 喫煙について

山口大学は、建物内は原則禁煙であり、喫煙は屋外の指定された場所で行うことになっているにも拘らず、教官の研究室で、喫煙が見られた(図3)。



図3 違反喫煙

(2) 部屋の整理整頓について

安全衛生活動の基本は整理整頓であるが、部屋全体が雑然としている実験室があった(図4)。また、災害時等を想定すると、実験室だけでなく、教官の研究室の中にも、整理整頓を見直す必要があると思われる部屋も見受けられ、改善を依頼した。



図4 雑然とした部屋

なお、全国安全週間が7月の第一週であることから、今年度から山口大学においても、7月の第一週を「山口大学安全週間」と設定した。その安全週間のポスターに、「安全衛生の基本は5S、整理・整頓・清掃・清潔・習慣化」といった標語を示したり、5Sのチェックリストを配布したりして、整理整頓について周知徹底を図っているところである。

(3) 化学物質の保管について

危険有害性を持つ化学物質の保管に関しては、関係者以外が不用意に暴露されることや、盗難や紛失、災害発生時などのリスクに留意した管理が求められる。法令上も、毒劇物の盗難及び紛失を防ぐのに必要な措置を講じる義務が規定されている(毒物及び劇物取締法第11条)が、ある実験室では毒劇物保管庫が施錠されておらず、誰でも容易に取り出しかねない状況であった(図5)。巡視した際は、実験中等の理由で、たまたま一時的なことだったかもしれないが、今後も注意が必要である。



図5 施錠されていない保管庫

(4) 実験室での飲食について

毒劇物等有害な化学物質を取り扱う実験室で、飲食状況があり(図6)、飲食を介して有害物質を吸入・摂取する恐れがある。法令上も作業場での飲食禁止規定があり(特定化学物質等障害予防規則第38条)、実験場所と飲食場所は別にする様、教職員だけでなく学生にも指導が必要と思われる。

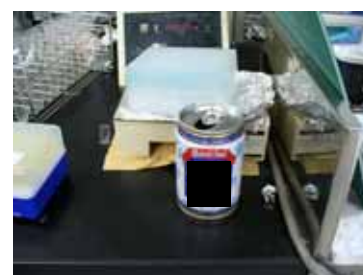


図6 実験室での飲食状況

巡視後は、このような指摘事項を吉田事業場衛生委員会にて報告し、その後は各学部長宛に、総括安全衛生管理者(人事労務担当副学長)より、巡視の結果を記載した「安全衛生状態報告書」を出し、改善を依頼している。学部からは「安全衛生状態改善計画書」により、改善計画を示してもらい、改善しているか否かは、次回の巡視時に確認することになっている。

毎週1回巡視するというのは、巡視する側にとってはかなりの負担ではあるが、実際廻ってみると、学内には、まだ安全衛生上見直さなければならないと思われる点が多々ある。しばしば第三者の目で見ること、このような点が少しずつ改善し、安全衛生意識が定着するよう、今後も取り組んでいきたい。